⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）	⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。） ①　賃貸等不動産の状況に関する事項 ②　賃貸等不動産の時価に関する事項 連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。 賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。	⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
［⑺～⑬　略］	［⑺～⑬　同左］
⑭　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。） ①　会計方針に関する情報 ②　リース特有の取引に関する情報 ③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報 信用金庫連合会が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用金庫連合会が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。 ②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。 ①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。	⑭　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項
［⑮～㉖　略］	［⑮～㉖　同左］
［２．～５．　略］	［２．～５．　同左］
６．「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。	６．「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。
［７．～９．　略］	［７．～９．　同左］
第　３　損　益　計　算　書	第　３　損　益　計　算　書
［表略］	［同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
［１．～９．　略］	［１．～９．　同左］
10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。 ⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。） ⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額 ⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）	［加える。］
11. リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。	［加える。］
12. ～15.　［略］	10. ～13.　［同左］
［第４～第６　略］	［第４～第６　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。